

令和元年5月2日以降の個人事業者の事業承継の取扱いについて
(高知県営業時間短縮要請協力金)

パターン	事業承継日（＝開店日）による分類	対応方法
1	令和元年5月2日から令和3年5月24日までに事業承継され開店した者	<p>【申請者＝事業承継後の事業者 とします】</p> <p>事業承継前の事業者の令和2年又は令和元年の5月及び6月の売上を、事業承継後の事業者の前年又は前々年の5月及び6月の売上とみなします。</p> <p>※事業承継されたことがわかるものを提出してください。（親族関係を証するもの、事業譲渡の契約書、資産の譲渡や賃貸借にかかる契約書等の写しなど）</p> <p>※令和2年5月2日から令和3年5月24日までに事業承継され開店した者については、創業特例を選択できます。</p>
2	令和3年5月25日以後に事業承継され開店した者	<p>【申請者＝事業承継前の事業者 とします】</p> <p>通常の手続きにより申請を行います。</p> <p>なお、誓約書に記載の「期間終了後も事業を継続します」については、後継者に事業承継することも含めているものとして取り扱います。</p>